

## 保護者説明会 子どもの家利用料改定に関する保護者からの質問について（R4.1月時点）

No.	保護者からの質問	市の回答
1	今回の利用料値上げで、子どもの家利用料が値上げするのはわかったが、同様に子どもひろばも値上げするのか。値上げしない場合の利用者負担の考え方はどうなっているのか。	利用している方に負担をしていただく受益者負担の考え方で行っており、子どもの家利用料については、子どもの家の運営に係る費用に応じて、新たな利用料金を設定している。 子どもひろばについては、子どもの家とは異なる制度であるので値上げは考えていない。
2	なぜ、このタイミングで値上げをするのか。	鎌倉市としての、全庁的な利用料の改定スケジュールに則っている。
3	おやつ代は、引き続き別途の徴収となるのか。	今回の利用料値上げとおやつ代の関係性はないため、現状からの変更の予定はない。
4	延長利用をした場合に生じる延長利用料100円はいつ払うのか。 子どもがその場で払うようになるのか。	入退室管理システムにより、個人の利用実績を把握している。 それに応じて後日、利用料と合わせての徴収とし、翌月末もしくは翌々月末の支払いとなる予定である。
5	予定している値上げの期間（令和7年度の7,500円）が過ぎても今後、どんどん値上げをしていくのか。	現時点では予定している以上の値上げはしない予定である。しかし、市の方針として、概ね3年毎に見直しの検討を行うとしている。
6	子どもの家から子どもひろばへの移行者が多くなると、子どもの家の負担額は大きくなるのではないか。	利用者への負担が過度に大きくなるように、負担の割合等を考慮していく。

7	<p>説明会にあたり、全国の学童の利用状況を調べたところ、全国の小学1・2年生の学童利用数が上昇しており、小学3年生以上は減少していることが分かった。減少の理由には、利用料の支払いも関係している。</p> <p>そのような中で、なぜこの時期で利用料を上げるのか。また、改定は市内全施設で行うということか。</p>	<p>市で定めた算定基準に基づき、令和3年度、市全体で公の施設(生涯学習センター、文学館、青少年会館等)の利用料の見直しを行った。</p> <p>子どもの家の利用料改定は、市内全施設を対象としており、令和5年度から段階的に行う予定である。</p>
8	<p>利用料の改定は、市の再編計画とは関係があるのか。</p>	<p>再編計画との関係性はない。</p>
9	<p>横須賀市の利用料がとても高いと話題になっていた。</p> <p>元々、鎌倉市の利用料が低いのはわかるが、合わせていくのか。</p>	<p>市全体での見直しということで一律で改定するものであり、市で定めた算定基準に基づいた見直しをしており、他市に合わせるというものではない。</p>
10	<p>市議会議員の中には、子どもの家を無料で使えるようにしたいという意見も出ているがどう考えるか。</p>	<p>利用料の改定については、令和4年2月議会で議案審議をしていくこととなる。</p>
11	<p>夕方の延長申請について、急に仕事で遅くなる時は、事前に延長する旨を電話連絡すればいいのか。</p>	<p>お子様が安心して過ごすことができるよう、わかる範囲で、電話でも連絡ノート等で連絡をいただきたい。</p>
12	<p>利用料の段階的な値上げの理由と受益者の公平性について、具体的に教えて欲しい。</p>	<p>利用料の改定については、子どもの家だけでなく、公の施設(青少年会館・学習センター・国宝館等)について、全庁的な見直しを行うことになったのが実情である。</p> <p>最終的に現行の1.5倍までの値上げが上限となっており、現行5,000円の1.5倍ということで、7,500円としている。</p> <p>いきなり7,500円へ値上げすることは利用者への負担となるため、段階的に値上げしていくこととしている。</p>
13	<p>利用料の改訂について2月議会で審議するのは子どもの家のみなのか。</p>	<p>2月議会では他にも、スポーツ施設の利用料改定も対象となっている。</p>

14	利用料改定の正式決定は2月議会次第だが、時期がずれ込む可能性もあると言う事か。	2月定例会での審議次第である。
15	子どもひろばの保険料は変わらないということか。	子どもひろばについては、現状（保険料500円）から変更の予定はない。
16	子どもの家のみが利用料の改定対象となるのは、どういう理由なのか。	子どもの家(就労家庭等)と子どもひろば(誰でも)では、利用できる児童が異なり、国の管轄も厚労省と文科省で異なっている。今回の改定については、子どもの家利用料のみとし、利用者の負担割合は子どもの家に係る運営費のみを対象としている。
17	延長・早朝利用について、それぞれ何時から何時となるのか。 また、延長と早朝の料金はそれぞれ100円となるのか。	早朝利用の時間帯は7時15分～8時。延長利用の時間帯は18時～19時。 料金についても、早朝1回につき100円、延長1回につき100円、別カウントとなる。このため、両方利用した場合は、1日200円をお支払いいただく。
18	現在の利用料は5,000円だが、それでは足りていないということか。 値上げすることでプラスのサービスか何かあるのか。	子どもの家に係る運営費の50%を利用者に負担していただくというのが、今回の改定の考え方であり、それ以外に必要な経費は公費（税金）負担となる。
19	子どもの家の運営費として予算が増えるのか。	子どもの家に係る運営費の50%を利用者負担とし、歳入が増えることとなるが、値上げによって歳出が増えることはない。
20	段階的に値上げして、最終的に50%負担になるということか。	その通りである。現在、利用者負担の割合は50%以下となっており、その差分は市の公費（税金）負担となっている。

21	今後、利用料金が7,500円以上になることはあるのか。	現時点では予定している以上の値上げはしない予定である。しかし、市の方針として、概ね3年毎に見直しの検討を行うとしている。
22	延長利用料は事後清算になるのか。	入退室管理システムにより、個人の利用実績を把握している。それに応じて後日、利用料と合わせての徴収とし、翌月末もしくは翌々月末の支払いとなる予定である。
23	当日であっても事前申請をした方が、支援員の負担が少ないのではないか。	利用日当日に申請書を書いてもらう等の手続きの手間を考えると、負担が増えるばかりではないと考えている。
24	子どもひろばの利用については変更ないか。	子どもひろばの利用に変更はない。
25	子どもひろばについて、夏休みの利用時間も変わらないのか。	子どもひろばは、夏休みの利用時間についても変更はない。
26	早朝利用は事前申請なしに行うことができないが、理由があるのか。	早朝利用の事前申請なしの利用についても検討はしたが、早朝利用は延長利用に比べ利用者数が少ないこと、支援員の配置を前もって考える必要があるため、現行の制度を継続することとなった。
27	指定管理制度が導入されたあとも、延長利用料等の利用料に関する相談については、直接青少年課に行うのか。	直接青少年課に相談していただければと思う。施設を通じて青少年課に問い合わせいただいても、直接青少年課にご相談いただいても、いずれの方法も問題ない。
28	入退室システムの不具合があったことが原因で延長利用となった場合には、延長利用料金は発生されるか。	システム不具合が明らかな原因で延長利用が適用されてしまった場合には、延長利用料金は徴収しない。

29	早朝利用は夏休みしか使えないのか。 早朝利用は今後も事前申請なのか。	早朝利用は通年で利用可能である。 早朝利用の事前申請の是非については今後も検討を重ねていく。
30	早朝・延長利用料の改定はいつからか。	令和5年4月からである。
31	利用料の改定の理由として他の市と比較して鎌倉市が安いから改定するという のは改定根拠の説明になっていないのではないのか。	配布済みの資料に、参考として他市の状況を記載しているだけである。 今回の利用料の改定は、全庁的な公の施設の利用料改定が根拠となっており、 受益と負担の公平性や公正性を確保するために行うものである。
32	正式に決定するのはいつなのか。また、決定をしたら教えてくれるのか。	2月議会を経て決定をする。 正式決定後、質疑応答をまとめて周知する予定である。
33	決定したら通知はするのか。	メールや通知（手紙）等でお伝えする予定である。 質疑応答についてもまとめて周知する。
34	配布された資料に「おやつ代は実費相当額」とあるがどのような意味か。	おやつ代は、各施設で購入にかかる実際の費用を負担していただいている。
35	延長料金が100円になると、今までなんとか18時までに迎えに来ていた保護者 が迎えに来なくなり、支援員の負担が増える可能性があるのではないのか。	課題として受け止める。
36	早朝と延長両方の場合は、1日200円かかるということか。	そのとおりである。
37	長期休暇中の子どもひろばの開所時間は変わらず8時30分からか。	そのとおりである。

38	2月の議会で議決を得た後、正式な決定の連絡はあるのか。	今回、行っている説明会の質疑内容をまとめて、正式決定のご案内とともに周知する。
39	親は18時前に来ているが、子どもの準備が遅れて18時以降の打刻となった場合は、延長利用となってしまうのか。	今後の検討とする。運用開始まで1年の準備期間があるので、迎え時間がわかっている場合等、早め早めの行動を意識したい。
40	親が車通勤の場合は、道路の渋滞は考慮の対象となるか。	今後の検討とする。基準は明確にする予定である。
41	18時05分退所でも、19時退所でも100円の料金は変わらないか。	18時を超えた段階で料金が発生する。
42	延長する際は、電話での連絡はしないで大丈夫か。	当日急に延長利用する場合も、従前どおり、出来る限り電話連絡をしてほしい。お子さんも支援員も安心して、保護者のお迎えを待つことができる。
43	延長利用をすることが前日に確定している場合は、電話での連絡ではなく、連絡帳等での連絡でも良いのか。	支援員が事前に把握できていれば、どの方法でも問題ない。
44	延長利用の請求は、どのような方法を考えているか。	口座引き落としの方法で考えている。
45	利用料改定にあたり、ランニングコストの半分を利用料とするとのことだが、内訳の詳細を教えてください。	ランニングコスト分とは、運営費、人件費、修繕費、光熱水、消耗品などが含まれる。用地取得・建設費は利用者負担分に含んでいない。
46	利用料改定は全ての施設で行うのか。	公設の市内16施設が利用料改定となる。

47	値上げ分はどこに充てられるのか。	値上げ分を含む利用料収入は増額となり、歳入は増えるが、子どもの家に係る歳出が増える分に乗せられるわけではない。
48	早朝申請・延長申請が1回利用毎の徴収に変更になることはありがたいが、1年前倒してこの制度を導入することはできないか。	前倒しすることは難しく、令和5年度からの導入となる。
49	指定管理者制度を導入している施設の利用料はいくらになるのか。	直営施設も指定管理施設も同額の利用料金となる。 ただし、民間学童保育所は異なる。
50	早朝利用は従来同様、事前申請による金額になるか。	事前申請は必要となるが、利用料は1回利用毎100円の実績ベースでの支払いとなる。
51	子どもの家を利用するメリットは何か。 子どもひろばが無料であるため、子どもの家の魅力が金額に見合わないように感じる。	子どもの家も子どもひろばも青少年課として同じように力を入れている事業であることに変わりはない。子どもの家は家庭的な支援、生活の場であり、子どもひろばは、遊びや活動のための居場所である。また、学校・学級閉鎖時は子どもひろばは閉鎖するが、子どもの家は開所している。
52	早朝・延長利用料金の徴収方法を教えてほしい。	口座からの引き落としとなる予定である。 引き落とし時期は、利用の翌月又は翌々月となる。
53	子どもの家を利用する場合には、施設に来所した際のメール連絡制度があるが、子どもひろばにおいても、この制度を導入しているのか。	子どもひろばにおいても子どもの家と同様にメール配信を導入している。
54	子どもの家を利用する者の兄弟に、子どもひろばを利用する者がいる場合は、子どもの家利用料半額の対象となるのか。	対象とならない。 子どもの家を利用する者の兄弟に、同じく子どもの家を利用する者がいる場合のみ、利用料半額の対象となる。